

## ツワネ原則

- 1、情報アクセスとその制限
  - (ア) 政府は、防衛計画、兵器開発、諜報機関により使用される作戦・情報源の限られた範囲で合法的に情報を制限できる（原則9）
  - (イ) 誰もが公的機関の情報にアクセスできる権利を有しており、それを制限する正当性を証明するのは政府の責務である（原則1、4）
- 2、公開される情報
  - (ア) 国際人権法及び国際人道法の違反についての情報は決して制限してはならない（原則10A）
  - (イ) 安全保障部門や諜報機関を含むいかなる政府機関も情報公開の必要性から免除されない。それらの機関の存在、統制する法律、規則、予算について知る権利がある（原則5、10）
- 3、秘密指定と指定解除のルール
  - (ア) 秘密情報は、必要な期間のみ限定して秘密指定されるべき。（原則16）
  - (イ) 秘密を解除を請求するための手続きが明確に定められるべき（原則17）
- 4、裁判手続の公開
  - (ア) 裁判手続の公開は不可欠（原則28）
  - (イ) 秘密情報であっても公益に資すると思慮する場合は、その情報を開示するべき（原則29）
- 5、監視機関
  - (ア) 安全保障部門には独立した監視機関が設けられるべきで、監視機関は、必要なすべての情報にアクセスできるようにするべき（原則6、31-33）
- 6、内部告発者の保護と情報漏えい者に対する訴追
  - (ア) 内部告発者は、明らかにされた情報による公益が、秘密保護による公益を上回る場合は報復を受けるべきではない（原則40、41、43）
  - (イ) 情報漏えい者に対する刑事訴追は、重大な損害を引き起こす危険性が大きい場合に限って検討されるべきである（原則43、46）
  - (ウ) 公務員でない者は、秘密情報の取得、保持、公衆への公開、情報への探索、アクセスに関する共謀により訴追されるべきではない（原則47）
  - (エ) 公務員でない者は、情報流出の調査において、秘密の情報源や非公開情報を明らかにすることを強要されない（原則48）

以上